

令和5年度 病院・医科診療所における定期立入検査の結果

1 根拠法令等

医療法第25条第1項の規定に基づき、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（厚生労働省医政局）に準じて行う。

2 対象施設及び実施施設数

施設区分	実施周期	対象施設数	実施施設数 ^{※2}
病院	毎年	32	32
医科診療所	6年毎 ^{※1}	661	70

※1 有床診療所及び透析を実施する診療所は3年毎

※2 使用前検査等の随時立入検査は除く

3 検査項目

項目番号	主な内容	検査項目数	
		病院 ^{※3}	医科診療所 ^{※4}
1	医師や薬剤師、看護師など医療従事者の定数に関する事	6	-
2	施設や設備、運営体制などの管理及び医療法上の手続きに関する事	71	50
3	診療等に関する記録の管理や保管のほか院内掲示に関する事	8	6
4	検体検査や滅菌消毒、食事の提供などの業務委託に関する事	10	9
5	消防計画や防火・消火用設備などの整備に関する事	5	-
6	放射線装置を設置する診療室の構造や装置の適切な運用などに関する事	31	11
	計	131	76

※3 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（静岡県）に定める項目

※4 病院に準じた計76項目及び透析診療内容（該当する施設のみ）

4 検査結果

主な指摘事項及び各項目について指摘した施設数は下表のとおり。

なお、複数の項目で指摘した施設があり、施設数と指摘件数は一致しない。

(1) 病院

項目番号	主な指摘事項	施設数
1	・医療従事者（薬剤師）の不足	1
2	・構造設備など医療法上の許可事項変更手続き漏れ ・病室への入院患者の定員超過 ・診療用放射線、医薬品、医療機器に係る安全管理のための体制確保の不備 ・検体検査業務の適正な実施に必要な基準への不適合	12

(2) 医科診療所

項目番号	主な指摘事項	施設数
2	・届出事項の未届 ・診療放射線機器の未届	10
6	・診療用放射線の安全利用のための指針の未整備 ・従業者に対する診療用放射線の安全使用のための研修の未実施	25

5 指摘事項に係る改善措置状況の報告

法令等への違反を指摘した全ての施設から改善措置状況が報告された。

今後、次回以降の立入検査等において改善状況を確認していく。

以上